

## 附則

### (施行期日)

第一条 この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五十一条の二の改正規定 令和八年五月一日

二 目次の改正規定（「第十九条の四」を「第十九条の四の二」に改める部分に限る。）、第十八条の二第二項各号の改正規定、第二章第七節の二中第十九条の四の次に一条を加える改正規定及び第二十六条の二十七の二の見出しの改正規定 令和八年十二月一日

三 第四条の六の二第三十六項の改正規定、第五条の二の二の改正規定、第五条の七第八項及び第九項の改正規定、第十五条第二項、第十六条の二第二項及び第十六条の三第五項の改正規定、第二十五条の十の二の改正規定、第二十五条の十三の改正規定、第二十五条の十三の二の改正規定、第二十五条の十三の三第一項の改正規定、第二十五条の十三の六の改正規定、第二十五条の十三の七の改正規定、第二十五条の十三の八の改正規定、第二十六条の二十七第一項の改正規定、第二十六条の二十七の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「公的年金等」の下に「（次項において「公的年金等」という。）」を加える部分を除く。）、第二十六条の二十七の三の改正規定並びに第四十条の七の八第一項第一号及び第四十条の七の十第一項第一号の改正規定並びに附則第十二条及び第十三条第一項の規定 令和九年一月一日

四 第二十条の二第二十六項の改正規定（「第二十三項」を「第二十一項」に改める部分を除く。）、第二十六条の二十七の二第二項の改正規定（「公的年金等」の下に「（次項において「公的年金等」という。）」を加える部分に限る。）、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、第三十八条の四第三十六項の改正規定（「第三十三項」を「第三十一項」に改める部分を除く。）、同条第三十七項の改正規定、同条第三十八項の改正規定、同条第四十項の改正規定、同条第四十一項の改正規定、同条第四十二項の改正規定（「第三十七項」を「第三十五項」に改める部分を除く。）、同条第四十三項の改正規定、同条第四十四項の改正規定、同条第四十五項の改正規定及び第三十八条の五第二十五項の改正規定（「前条第四十一項」

を「前条第三十九項」に改める部分を除く。）並びに附則第十三条第二項の規定（令和十年一月一日）

五| 第四十六条の二第二項の改正規定（令和十年四月一日）

六| 目次の改正規定（「第十九条の四」を「第十九条の四の二」に改める部分及び「第四十四条の三」を「第四十四条の四」に改める部分を除く

。）、第四条の七の二第一項の改正規定、第二章第八節を同章第七節の四とする改正規定、第二十五条の十一の二第十三項の改正規定、第二十五条の十二の三第十八項の改正規定、同章第八節の二を同章第八節とし、同節の次に一節を加える改正規定、第二十六条の二十六第六項の改正規定、第二十六条の二十七の四第一項及び第二十六条の二十八第一項の改正規定、第二十六条の二十八の二第八項の改正規定、第二十六条の二十八の三第七項の改正規定並びに第二十六条の三十第十二項第一号の改正規定（金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日

七| 第五条の三第八項の改正規定（「第十条の五の五第三項」の下に「、第十条の五の六第三項及び第四項」を加える部分に限る。）、第五条の六の五の次に一条を加える改正規定、第五条の七第二項の改正規定（「の規定に」を「及び第十条の五の六第十一項の規定に」に改める部分に限る。）、第二十七条の十二の六の次に一条を加える改正規定、第二十七条の十三第二項の改正規定（「において」を「又は第四十二条の十二の七第十一項において」に改める部分に限る。）及び第三十九条の二十四の二第一項第三号の改正規定並びに附則第六条の規定（経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日

八| 第二十二条の三第二項の改正規定、同条第四項の改正規定、第二十二條の六第二項第四号の改正規定、同項第五号の改正規定、第三十八条の四第十項第三号の改正規定及び第三十九条の第二十一項の改正規定（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

九| 第二十二条の八第十一項の改正規定及び第三十九条の五第十二項の改正規定（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日

十 第三十二条の二第七項の改正規定 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行の日

（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二条 改正後の租税特別措置法施行令（以下「新令」という。）第五条の五第四項第二号の規定は、令和八年分以後の所得税について適用し、令和七分分以前の所得税については、なお従前の例による。

2| 令和八年分の所得税に係る新令第五条の五第四項第二号の規定の適用については、同号中「次号」とあるのは「以下この号及び次号」と、「工具」とあるのは「工具（令和八年四月一日前に取得又は製作をしたものにあつては一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに、同日以後に取得又は製作をしたものにあつては）」と、「ものに」とあるのは「ものに、それぞれ」とする。

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三条 新令第五条の六第一項の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下「改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第十条の五第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画についてこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項又は同条第三項に規定する認定を受ける個人が取得等（同条第一項に規定する取得等をいう。）をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等について適用し、改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十条の四の二第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について施行日前に同項又は同条第三項に規定する認定を受けた個人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は

所得税額の特別控除に関する経過措置

第四条 新令第五条の六の三第二項の規定は、新法第十条の五の三第一項に規定する特定中小事業者が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定経営力向上設備等について適用し、旧法第十条の五の三第一項に規定する特定中小事業者が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定経営力向上設備等については、なお従前の例による。

(給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第五条 改正法附則第二十九条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、新法第十条の五の四第一項の個人又は同条第二項に規定する中小事業者のこれらの規定の適用を受けようとする年（以下この条において「適用年」という。）に係る新法第十条の五の四第四項第六号イに規定する雇用人給与等支給額を当該適用年の十二月三十一日における旧法第十条の五第三項第四号に規定する雇用人の数で除して計算した金額に次に掲げる数を合計した数（当該合計した数が地方事業所基準雇用人者数（同条第一項第二号イに規定する地方事業所基準雇用人者数をいう。）を超える場合には、当該地方事業所基準雇用人者数）を乗じて計算した金額の百分の二十に相当する金額とする。

一 当該個人又は中小事業者が当該適用年において改正法附則第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第十条の五第一項の規定の適用を受ける場合における当該適用年の特定新規雇用人者基礎数（同項第二号イに規定する特定新規雇用人者基礎数をいう。次号イにおいて同じ。）と当該適用年の特定非新規雇用人者基礎数（同項第二号ロに規定する特定非新規雇用人者基礎数をいう。次号ロにおいて同じ。）とを合計した数

二 当該個人又は中小事業者が当該適用年において改正法附則第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第十条の五第二項の規定の適用を受ける場合における当該適用年の同条第三項第十六号イに掲げる数のうち同号ロに掲げる数に達するまでの数から当該個人又は中小事業者が当該適用年において改正法附則第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第十条の五第一項の規定の適用を受ける場合における当該適用年の次に掲げる数を

合計した数を控除した数

イ 特定新規雇用者基礎数のうち旧法第十条の五第三項第十号に規定する移転型特定新規雇用者数に達するまでの数

ロ 特定非新規雇用者基礎数のうち旧法第十条の五第一項第二号ロに規定する移転型特定非新規雇用者基礎数に達するまでの数

（特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六条 附則第一条第七号に定める日から令和八年十二月三十一日までの間における新令第五条の六の六第十項及び第十一項の規定の適用については、これらの規定中「第四項」とあるのは、「第三項」とする。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第七条 施行日から附則第一条第七号に定める日の前日までの間における新令第五条の七第二項の規定の適用については、同項中「第十条の五の五第八項」とあるのは、「及び第十条の五の五第八項」とする。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第八条 新令第五条の八第二項第一号の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする新法第十一条第一項に規定する特定船舶（個人が施行日前に締結した契約に基づき施行日以後に取得をする新令第五条の八第一項に規定する海洋運輸業の用に供される船舶（以下この項において「経過船舶」という。）を除く。）について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十一条第一項に規定する特定船舶（経過船舶を含む。）については、なお従前の例による。

2 | 新令第六条の二の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする租税特別措置法第十一条の三第一項に規定する特定事業継続力強化設備等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

3 | 新令第七条第二項第三号の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする租税特別措置法第十四条第二項に規定する特定都市再生建築物について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした同項に規定する特定都市

再生建築物については、なお従前の例による。

4 改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十五条の規定に基づく改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧令」という。）第八条の規定は、なおその効力を有する。

（中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例に関する経過措置）

第九条 新令第十八条の五第一項の規定は、新法第二十八条の二第一項に規定する中小事業者が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧法第二十八条の二第一項に規定する中小事業者が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第十条 新令第二十四条の二第三項の規定は、個人が令和八年一月一日以後に行う新法第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産の譲渡に係る同項に規定する買換資産について適用し、個人が同日前に行った旧法第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産の譲渡に係る同項に規定する買換資産については、なお従前の例による。

（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除に関する経過措置）

第十一条 新令第二十六条の七第六項の規定は、個人が令和八年一月一日以後に行う新法第四十一条の五第七項第一号に規定する譲渡資産の同号に規定する特定譲渡に係る同号に規定する買換資産について適用し、個人が同日前に行った旧法第四十一条の五第七項第一号に規定する譲渡資産の同号に規定する特定譲渡に係る同号に規定する買換資産については、なお従前の例による。

（公的年金等控除の最低控除額等の特例に関する経過措置）

第十二条 新令第二十六条の二十七第一項の規定により読み替えられた所得税法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十三号）による改正

後の所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号。次条において「新所得税法施行令」という。）第三百十九条の十二の規定は、令和九年一月一日以後に支払うべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の七に規定する公的年金等（以下この条及び次条において「公的年金等」という。）について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

（令和八年分以後の各年分の基礎控除等の特例に関する経過措置）

**第十三条** 新令第二十六条の二十七の二第二項の規定により読み替えられた新所得税法施行令第三百十九条の十二の規定及び新令第二十六条の二十七の規定は、令和九年一月一日以後に支払うべき公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

2| 新令第二十六条の二十七の二第三項の規定により読み替えられた新所得税法施行令第三百十九条の十二の規定及び新令第二十六条の二十七の規定は、令和十年一月一日以後に支払うべき公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第十四条** 新令第二十七条の六第五項第二号の規定は、租税特別措置法第四十二条の六第一項に規定する中小企業者等（以下この条において「中小企業者等」という。）の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、中小企業者等の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2| 中小企業者等の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における新令第二十七条の六第五項第二号の規定の適用については、同号中「次号」とあるのは「以下この号及び次号」と、「工具」とあるのは「工具（令和八年四月一日前に取得又は製作をしたものにあつては一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに、同日以後に取得又は製作をしたものにあつては）」と、「ものに」とあるのは「ものに、それぞれとする。」

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は

法人税額の特別控除に関する経過措置

第十五条 新令第二十七条の十二第一項の規定は、新法第四十二条の十二第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について施行日以後に同項又は同条第二項に規定する認定を受ける法人（租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条及び附則第十九条において同じ。）が取得等（新法第四十二条の十二第一項に規定する取得等をいう。）をする当該認定に係る同条第一項又は第二項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等について適用し、旧法第四十二条の十一の三第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について施行日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けた法人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十六条 新令第二十七条の十二の四第二項第一号ロ及び第二号ロの規定は、新法第四十二条の十二の四第一項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定経営力向上設備等について適用し、旧法第四十二条の十二の四第一項に規定する中小企業者等が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定経営力向上設備等については、なお従前の例による。

（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十七条 改正法附則第五十五条に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、新法第四十二条の十二の五第一項の法人又は同条第二項に規定する中小企業者等のこれらの規定の適用を受けようとする事業年度（以下この条において「適用年度」という。）に係る新法第四十二条の十二の五第四項第七号イに規定する雇用者給与等支給額を当該適用年度終了の日における旧法第四十二条の十二第六項第四号に規定する雇用者の数で除して計算した金額に次に掲げる数を合計した数（当該合計した数が地方事業所基準雇用者数（同条第一項第二号イに規定する地方事業所基準雇用者数

をいう。)を超える場合には、当該地方事業所基準雇用者数)を乗じて計算した金額の百分の二十に相当する金額とする。

一 当該法人又は中小企業者等が当該適用年度において改正法附則第五十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受ける場合における当該適用年度の特定新規雇用者基礎数(同項第二号イに規定する特定新規雇用者基礎数をいう。次号イにおいて同じ。)と当該適用年度の特定非新規雇用者基礎数(同項第二号ロに規定する特定非新規雇用者基礎数をいう。次号ロにおいて同じ。)とを合計した数

二 当該法人又は中小企業者等が当該適用年度において改正法附則第五十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第四十二条の十二第二項の規定の適用を受ける場合における当該適用年度の同条第六項第十六号イに掲げる数のうち同号ロに掲げる数に達するまでの数から当該法人又は中小企業者等が当該適用年度において改正法附則第五十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受ける場合における当該適用年度の次に掲げる数を合計した数を控除した数

イ 特定新規雇用者基礎数のうち旧法第四十二条の十二第六項第十号に規定する移転型特定新規雇用者数に達するまでの数

ロ 特定非新規雇用者基礎数のうち旧法第四十二条の十二第一項第二号ロに規定する移転型特定非新規雇用者基礎数に達するまでの数

(法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

**第十八条** 施行日から附則第一条第七号に定める日の前日までの間における新令第二十七条の十三第二項の規定の適用については、同項中「、第四十二条の十二の六第十七項」とあるのは、「又は第四十二条の十二の六第十七項」とする。

(法人の減価償却に関する経過措置)

**第十九条** 新令第二十八条第二項第一号の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする新法第四十三条第一項に規定する特定船舶(法人が施行日前に締結した契約に基づき施行日以後に取得をする新令第二十八条第一項に規定する海洋運輸業の用に供される船舶(以下この項において「経過船

「船」という。)を除く。)について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十三条第一項に規定する特定船舶(経過船舶を含む。)については、なお従前の例による。

2| 新令第二十八条の五第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする租税特別措置法第四十四条の二第一項に規定する特定事業継続力強化設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

3| 新令第二十九条の二第一項第三号の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする租税特別措置法第四十七条第三項に規定する特定都市再生建築物について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした同項に規定する特定都市再生建築物については、なお従前の例による。

4| 改正法附則第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十八条の規定に基づく旧令第二十九条の三の規定は、なおその効力を有する。

(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する経過措置)

第二十條 新令第三十九条の二十八第一項第一号の規定は、新法第六十七条の五第一項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧法第六十七条の五第一項に規定する中小企業者等が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

(投資法人に係る課税の特例に関する経過措置)

第二十一條 新令第三十九条の三十二の三第十二項の規定は、租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する投資法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同項に規定する投資法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(外国組合員に対する課税の特例に関する経過措置)

第二十二條 旧令第三十九条の三十三第二項及び第三項の外国法人が施行日

前に有することとなつた租税特別措置法第六十七条の十六第一項に規定する対象国内源泉所得については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

**第二十三条** 新令第四十二条の三第二項の規定は、施行日以後に新法第七十六条第一項第三号の土地に関する権利を取得する場合における同号に掲げる登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十六条第一項第三号の土地に関する権利を取得した場合における同号に掲げる登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(地方揮発油税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

**第二十四条** 地方揮発油税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令第百号)の一部を次のように改正する。

附則

(経過措置)

**2** 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)附則第一条第十二号に掲げる規定の施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税及び地方揮発油税については、同法附則第二十六条に規定する場合を除き、なお従前の例による。

(法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

**第二十五条** 法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和二年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

附則

(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

**第四十条** 租税特別措置法施行令第五条の四の規定の適用については、同条第三項第三号イに規定する法人には当該法人が旧法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人である場合における当該法人による同条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係にある同条第十二号の七に規定する連結子法人を含むものとし、同項第九号に規定する中小事業者等には旧租税特別措置法第六十八条の九第八項第六号に規定する

附則

(経過措置)

**2** 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)附則第一条第十二号に掲げる規定の施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税及び地方揮発油税については、同法附則第二十六条及び第八十二条に規定する場合を除き、なお従前の例による。

附則

(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

**第四十条** 租税特別措置法施行令第五条の三の規定の適用については、同条第十項第三号イに規定する法人には当該法人が旧法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人である場合における当該法人による同条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係にある同条第十二号の七に規定する連結子法人を含むものとし、同項第九号に規定する中小事業者等には旧租税特別措置法第六十八条の九第八項第六号に規定する

中小連結法人に該当するものを含むものとする。

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

#### 第四十三条 省 略

- 2 租税特別措置法施行令第二十七条の四及び第二十七条の五の規定の適用については、同令第二十七条の四第十六項第二号に規定する当該固定資産又は繰延資産には旧租税特別措置法第六十八条の九第八項第一号イ(1)に規定する当該固定資産又は繰延資産を含むものとし、同令第二十七条の五第二項第三号イに規定する他の法人には当該他の法人が連結親法人(旧租税特別措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人をいう。以下附則第五十一条までにおいて同じ。)である場合における当該他の法人による連結完全支配関係(旧租税特別措置法第二条第二項第十号の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下附則第五十一条までにおいて同じ。)にある各連結子法人(旧租税特別措置法第二条第二項第十号の五に規定する連結子法人をいう。以下附則第五十一条までにおいて同じ。)を含むものとし、同令第二十七条の五第二項第三号ロに規定する他の者には当該他の者が連結親法人である場合における当該他の者による連結完全支配関係にある各連結子法人並びに当該他の者が連結子法人である場合における当該他の者に係る連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を含むものとし、同項第九号に規定する中小事業者等には旧租税特別措置法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人に該当するものを含むものとする。
- 3 5 省 略

(土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置)

#### 第五十条 省 略

#### 2 省 略

- 3 租税特別措置法施行令第三十八条の四第三十七項(同令第三十八条の五第二十四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同令第三十八条の四第三十七項各号に掲げる土地等には旧租税特別措置法施行令第三十九条の九十七第七項第二号から第五号までに掲げる土地等を含むものとし、租税特別措置法施行令第三十八条の四第三十七項各号に定める日には旧租税特別措置法施行令第三十九条の九十七第七

中小連結法人に該当するものを含むものとする。

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

#### 第四十三条 同 上

- 2 租税特別措置法施行令第二十七条の四の規定の適用については、同令第十六項第二号に規定する当該固定資産又は繰延資産には旧租税特別措置法第六十八条の九第八項第一号イ(1)に規定する当該固定資産又は繰延資産を含むものとし、同令第二十七条の四第二十四項第三号イに規定する他の法人には当該他の法人が連結親法人(旧租税特別措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人をいう。以下附則第五十一条までにおいて同じ。)である場合における当該他の法人による連結完全支配関係(旧租税特別措置法第二条第二項第十号の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下附則第五十一条までにおいて同じ。)にある各連結子法人(旧租税特別措置法第二条第二項第十号の五に規定する連結子法人をいう。以下附則第五十一条までにおいて同じ。)を含むものとし、同令第二十七条の四第二十四項第三号ロに規定する他の者には当該他の者が連結親法人である場合における当該他の者による連結完全支配関係にある各連結子法人並びに当該他の者が連結子法人である場合における当該他の者に係る連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を含むものとし、同項第九号に規定する中小事業者等には旧租税特別措置法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人に該当するものを含むものとする。
- 3 5 同 上

(土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置)

#### 第五十条 同 上

#### 2 同 上

- 3 新租税特別措置法施行令第三十八条の四第三十九項(新租税特別措置法施行令第三十八条の五第二十四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新租税特別措置法施行令第三十八条の四第三十九項各号に掲げる土地等には旧租税特別措置法施行令第三十九条の九十七第七項第二号から第五号までに掲げる土地等を含むものとし、新租税特別措置法施行令第三十八条の四第三十九項各号に定める日には旧租

三項第二号から第五号までに定める日を含むものとする。

#### 4 省略

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

**第五十七条** 租税特別措置法施行令第三十九条の二十四の二第二十三項の規定の適用については、同項第二号に規定する特別勘定には、連結事業年度において設けた旧租税特別措置法第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含むものとする。

（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

**第二十六条** 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

#### 附則

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

#### 第二十条 省略

2 令和二年改正法附則第二十条第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第三十九条の二十四の二の規定の適用については、同条第三項第一号中「同条第二項」とあるのは「同条第二項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。第十八項第一号ロ(1)及び(2)において「令和二年改正法」という。）附則第二十条第一項」と、同条第十八項第一号ロ(1)及び(2)中「第五十七条第二項」とあるのは「第五十七条第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」とする。

**第二十七条** 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

#### 附則

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

#### 第七条 省略

税特別措置法施行令第三十九条の九十七第十三項第二号から第五号までに定める日を含むものとする。

#### 4 同上

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

**第五十七条** 租税特別措置法施行令第三十九条の二十四の二第二十項の規定の適用については、同項第二号に規定する特別勘定には、連結事業年度において設けた旧租税特別措置法第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含むものとする。

#### 附則

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

#### 第二十条 同上

2 令和二年改正法附則第二十条第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第三十九条の二十四の二の規定の適用については、同条第三項第一号中「同条第二項」とあるのは「同条第二項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。第十五項第一号ロ(1)及び(2)において「令和二年改正法」という。）附則第二十条第一項」と、同条第十五項第一号ロ(1)及び(2)中「第五十七条第二項」とあるのは「第五十七条第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」とする。

#### 附則

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

#### 第七条 同上

254 省略

5 分割等（分割、現物出資又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の五の二に規定する現物分配をいう。以下この項において同じ。）について旧令第二十七条の四第十四項、第十六項又は第三十七項の届出をした法人が当該分割等について租税特別措置法施行令第二十七条の四第十四項又は第二十八項の規定の適用を受ける場合におけるこれらの規定の適用に關し必要な事項は、財務省令で定める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二十八条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

|    |    |   |
|----|----|---|
| 政令 | 省略 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）   |
| 事務 | 省略 | 一 省略<br>二 第十九条第十一項及び第十二項第四号、第十九条の六第三項、第二十六条第二十三項（同条第三十七項において準用する場合を含む。）、第三十八条の五第九項及び第十項第四号、第四十条の六第四項、第六項、第十項、第十五項、第十八項第二号、第四十四項及び |
|    |    | 租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第四十三号）   |

254 同上

5 分割等（分割、現物出資又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の五の二に規定する現物分配をいう。以下この項において同じ。）について旧令第二十七条の四第十四項、第十六項又は第三十七項の届出をした法人が当該分割等について新令第二十七条の四第十四項又は第三十項の規定の適用を受ける場合におけるこれらの規定の適用に關し必要な事項は、財務省令で定める。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 同上

|    |    |   |
|----|----|---|
| 政令 | 同上 | 同上  |
| 事務 | 同上 | 一 同上<br>二 第十九条第十一項及び第十二項第四号、第十九条の六第三項、第二十六条第二十二項（同条第三十二項において準用する場合を含む。）、第三十八条の五第九項及び第十項第四号、第四十条の六第四項、第六項、第十項、第十五項、第十八項第二号、第四十四項及び |
|    |    | 同上  |

|                               |    |   |
|-------------------------------|----|---|
| 引揚者給付金等支給法施行令（昭和三十二年政令第一百十二号） | 省略 | 第五十一項第四号（第四十条の七第五十五項において準用する場合を含む。）、第四十条の七第二項、第五項、第九項、第十九項第二号及び第四十九項、第四十条の七の六第十七項第四号、第四十条の九第四項、第四十一条並びに第四十二条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務 |
| 省略                            | 省略 |   |

（勤労者財産形成促進法施行令の一部改正）

第二十九条 勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

（法第六条第四項第一号口の政令で定める工事）

第十四条の二 法第六条第四項第一号口の政令で定める工事は、次に掲げる工事（当該工事と併せて行う当該工事に係る住宅と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）で当該工事に要する費用の額が七十五万円を超えるものであることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものとする。

一 四 省略

五 家屋について行う厚生労働省令で定める租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替（前各号に掲げる工事に該当するものを除く。）

六 省略

|    |    |   |
|----|----|---|
| 同上 | 同上 | 第五十一項第四号（第四十条の七第五十五項において準用する場合を含む。）、第四十条の七第二項、第五項、第九項、第十九項第二号及び第四十九項、第四十条の七の六第十七項第四号、第四十条の九第四項、第四十一条並びに第四十二条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務 |
| 同上 | 同上 |   |

（法第六条第四項第一号口の政令で定める工事）

第十四条の二 同上

一 四 同上

五 家屋について行う厚生労働省令で定める租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替（前各号に掲げる工事に該当するものを除く。）

六 同上

(日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正)

第三十条 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令(平成十七年政令第二百三号)の一部を次のように改正する。

(法人税法等の適用に関する経過措置)

第九条 省 略

2 会社が法第十五条第一項の規定により承継した租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十二条の三第二項第一号イに規定する土地等については、租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第三十八条の四第三十七項第一号中「適格現物出資」とあるのは「適格現物出資(日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第二百零二号)第十五条第一項に規定する承継計画において定めるところに従つて行う同法第七条の規定による出資を含む。)」と、同令第三十八条の五第二十四項中「前条第三十七項の」とあるのは「前条第三十七項(日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令(平成十七年政令第二百三号)第九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」の」としてこれらの規定を適用する。

3 省 略

(法人税法等の適用に関する経過措置)

第九条 同 上

2 会社が法第十五条第一項の規定により承継した租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十二条の三第二項第一号イに規定する土地等については、租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第三十八条の四第三十九項第一号中「適格現物出資」とあるのは「適格現物出資(日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第二百零二号)第十五条第一項に規定する承継計画において定めるところに従つて行う同法第七条の規定による出資を含む。)」と、同令第三十八条の五第二十四項中「前条第三十九項の」とあるのは「前条第三十九項(日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令(平成十七年政令第二百三号)第九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」の」としてこれらの規定を適用する。

3 同 上